



千葉西支部会報

平成28年1月1日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 阿部尚武
〒262-0032 千葉市花見川区
幕張町6-73-4 江沢ビル
電話 043-275-4311
FAX 043-275-4128

「融和と団結・楽しく明るく、そして真剣に」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 253 名 (うち税理士法人 7) 準会員 1 名 計 254 名

安祥恭敬



大洗磯前神社鳥居

撮影場所：大洗海岸

写真提供 山田晴夫会員

賀詞 若林峻雪

“申”年生まれ 新年雑感

新年雑感



矢野馬 通 永
昭和43年1月14日生

今年で4度目の年男となる。思えば、29歳で税理士試験に合格し、33歳で独立開業し、今年で早15年が経つ。独立当時は若手といわれていた自分が、今ではもはや若手とは言えない年齢となったことを日々実感している。

さて、今年で48歳になるが、事務所が軌道に乗り出した40歳のときに、新しいことにチャレンジしたくなって公認会計士の受験を決意した。最初は軽い気持ちで始めてみたものの、すぐに自分の甘さを痛感した。想像をはるかに超えたボリュームで、復習もままならない状況だった。なかなか結果が出ず苦しい日々が続いたが平成25年12月に短答式試験を、平成26年8月の論文式試験をようやくパスすることができた。試験から解放されたのも束の間、登録するには3年間の実務経験と実務補修所の単位の取得及び修了考査の受験が残っている。

特に実務経験については、自分の事務所と両立していかなければならないため、非常勤で働ける職場を探した。どうにか中小の監査法人に採用をいただき、今に至っている。この歳で新人として雇っていただいた監査法人の方々には感謝の気持ちで一杯である。自分の事務所ではトップでも、監査法人では新人である自分のギャップがおかしきもあるが、なかなか新鮮でもある。最初は慣れない仕事に戸惑いの連続であったが、ようやく最近になって仕事の楽しさも実感できるようになった。

歳も4巡し、新たなスタート地点から、チャレンジ精神で頑張っていきたい。

本年の目標は・・・



隅田 容 代
昭和55年5月16日生

昨年は、皆様にお世話になり、ありがとうございました。

本年は申年です。私は年女でございます。税理士登録をして、千葉西支部の皆様のお仲間に入れて頂いてから、もう4年目です。きちんとした自覚を持って、仕事に会務に励んで参りたいと思います。

税理士会の行事では、テニス大会に毎年参加しておりますが、未だに勝利がありません。小中高では、バスケット・陸上・演劇をやり、テニスに縁の無い人生でしたが、今まで3回出場して来て、自分としては少々上達してきたと思いますので、年女の今年こそ、1勝を目指したいです。その為には少し練習しないとイケませんね。秘密の特訓を行う予定です。

個人的な目標としては、昨年より習い始めましたサクスの演奏技術の向上を図りたいと思います。きちんと音になるまで、まだまだ時間がかかりそうですが、私より少し前に練習を始めた、やはり申年生まれの他支部の会員と「5年後に演奏会をしよう」と盛り上がったので、頑張りたいと思います。

お遊びの事ばかり書いてしまいましたが、日々勉強をして、きちんとした知識を身につけ、千葉西支部の一員として恥ずかしくないようにありたいと思います。

本年もどうぞよろしく申し上げます。



“申”年生まれ 新年雑感

自立権の確立こそ急務



三 谷 宏

昭和 7 年 3 月 6 日生

千葉西支部の皆さん、新年明けましておめでとうございます。

同業の税理士さんからの電話で、「税務署の総務課から、『業務の調査にお伺いしたいので、税理士業務処理簿、貸金台帳等を用意して下さい』と電話が入ったが、どう対応したら良いのですか。」という事だった。

本人が担当者に、調査にくる根拠条文は？と問い合わせたところ、根拠は「財務省設置法第 19 条」との答えでした。

私達税理士も公務員並みに扱われていると考えるしかないのでしょうか……。

税理士法第 55 条には「国税庁長官は税理士業務の適正な運営を確保するために必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる」となっています。一言で言えば「国税庁長官に首根っこを握られている現在の税理士の姿」「何も知らないで税理士に期待している納税者の姿」この悲しむべき事実を誰が解決するのでしょうか…。それは私達税理士しかありません。ちなみに、公認会計士法では日常の会員の指導、連絡及び監督は日本公認会計士協会が持ち、また、弁護士法では、懲戒は所属弁護士会が行い、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督は日本弁護士連合会が行うとなっています。弁護士と同じく自主権が確立されれば、社会的にも認知され、社会的地位向上も図られます。千葉西支部の皆さん知恵を貸して下さい。



新年雑感

雨 宮 譽 夫


昭和 19 年 2 月 24 日生

古稀を 2 年程前に迎えたので今年で 6 回目の申年を迎えることとなります。

民間会社を早期の希望退職をして、年金暮らしはまだ早いのでこれからどうしようかと考えて、税理士の資格取得を目指すことにしました。時間はかかりましたが 65 歳でやっと税理士登録をすることができました。まだ 6 年しか経過していませんので税理士としてはまだまだ初心者です。

会社などを退職すると悠々自適の生活を過ごされる方が多いですが、私は没頭するほどの趣味は持ち合わせていませんので、よく変わる税務行政に日々追随するのが今では良い刺激になっています。

年齢を重ね体力面で衰えると若い方に迷惑をかけることになるので、なんとかピンコロ人生（ピンピンと生きてコロッと他界する）をおくりたいというのが私の願いです。このためにはなるべくテニス、登山等で体を動かすことが良いのではと思ひ実践を心掛けています。

登山では以前の勤め先の広島の同僚と、毎年 1 回 2～3 泊の登山を行っており、一昨年は東北の飯豊山の縦走でしたが、昨年は南アルプスの南部の赤石岳、荒川岳の縦走でした。このコースは 3、4 年前に一度挑戦したことがあり、このときは私がバテてしまい登れずに引き返したコースです。私はこの 1 年ほど週 2 日、1 時間位ジョギングをするようにして

 いたので、今回は何とかバテなかつたのですが、今度は相棒がバテてしまい、赤石岳には登りましたが荒川岳は断念してしまいました。

「やはり、ジョギングの効果は大きいな～」と実感し、今年も走ろうと思っている次第です。

新年雑感

高橋 和行
昭和43年12月24日生

「光陰矢の如し」月日の経つのは誠に早いもので私は4回目の年男を迎え、そして税理士業務も15年を過ぎようとしております。大学受験を控えた男の子と非常に多感な年頃の高校一年生の女の子がおり、楽しくもあります、大変な日々を過ごしております。特に経済的な面においては、日々頭を悩ませております。

私の親もそうですが、世の中の親御さん方も我が子の為にと精一杯サポートをしてきたんですね。「親の義務だ。順番だよ」と子供だった私はあたり前のように下宿して大学に通わせてもらっていました。今となってみれば、そのありがたみが身にしみます。幸いにも両親健在です。今年こそは、感謝の気持ちを伝え、もっと親孝行に努めてまいりたいと切に思っております。

さて、昨今の世の中の推移をつらつら見ていますと相変わらず暗いニュースばかりが目につきます。文化人の訃報・悲惨な交通事故・豪雨による洪水災害・マンション偽装建築による住居不安・少子化の影響による介護難民等枚挙に遑がない程です。また、今年の景気はどうなるのか、事務所の経営は大丈夫なのか私自身も一抹の不安を抱えています。未来志向で亀の歩みのように一步一步頑張りしたいと思います。

明るい話では体操の世界選手権金メダル・ラグビーの南アフリカ戦勝利・錦織選手の活躍など私達を明るくしてくれるニュースもありました。スポーツって良いですね。東京オリンピックが本当に楽しみです。今年は税理士業界もマイナンバーの対応に苦慮しそうです。私自身電子申告の時もそうでしたが、新しいものの対応が難しくなってきました。頭の柔軟性が必要ですね。皆様にとって良い一年になりますよう心から願っております。

飯島輝雄	佐藤照雄	中谷久仁子	本多伸次
石槁光博	菅原正男	永野智一	松原健一
猪股文夫	高木清	沼澤勇一	三須直幸
小駒義久	高橋敏則	林道廣	以上が千葉西支部の
川崎敏夫	田村良雄	藤代政夫	申年生まれの会員の
佐藤晃郎	永井隆	堀内桂子	方々です。

総務部だより

齊藤 裕介

新事務局につきまして、習志野商工会議所に移転することが決定いたしました。

今後の行事予定は以下の通りとなります。

- 平成28年1月20日(水)
幹事会・研修会・例会・署との連絡会
場所：モリシアホール
- 平成28年4月26日(火)
幹事会・研修会・例会・署との連絡会
場所：モリシアホール

※新事務局

移 転 先 〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
習志野商工会議所会館2階
新電話番号 047-455-8200
FAX番号 047-452-1200
業務開始日 平成28年1月12日(火曜日)

経理部だより

菊池 浩

○会費納入について

平成27年度会費が未納の方は、速やかに納入していただきたくお願い申し上げます。

○会費の自動引落としについて

平成29年4月からの導入を目指しています。例会等で検討の進捗状況を随時報告いたします。



制度部だより

矢代 雅 義

「e-Tax 利用推進及び書面添付制度に関する千葉西税務署との協議会開催の報告」

制度部では、去る平成 27 年 10 月 28 日に、千葉西税務署長他、総勢 10 名及び千葉西支部会員総勢 7 名にて、署との協議会を行いました。

e-Tax では、利用状況及び代理送信利用状況の報告があり、千葉西支部は東京国税局管内で利用状況が最下位であるとの事でした。今後、千葉西支部における電子申告の推進についての意見交換をしました。

また、書面添付制度については、具体的な添付書面の運用・事例等について活発な意見交換をしました。

その協議の中で、e-Tax については、番号制度導入後、書面提出の場合、個人番号カード等により、本人の番号確認が必要となり、税理士では税理士証票による身元確認が必要となる、一方、電子申告の場合、今まで通りであり、番号確認書類及身元確認書類の添付は不要であり、今後は、益々 e-Tax の利用は必須であるという見解で一致しました。

書面添付については、添付書面は必ず確認しているとの事で、できるだけ具体的かつ詳細に記載することが、税理士側にとっても有効であるという見解で一致しました。

綱紀監察部だより

酒井 和 雄

綱紀監察部は、「綱紀事案」と「監察事案」への対応に当たっています。前者の綱紀事案とは、①会員が税理士法及び会則・諸規則に違反している事案とか、②会員間又は納税者と会員との紛争事案等をいい、後者の監察事案とは、①税理士でない者が税理士業務を行っている事案とか、②法人・団体等が税理士業務を侵害している事案をいいます。

ところで、脱税を指南したり、無資格者に税理士の名義を貸したり、虚偽の税務書類の作成に加担したりして、懲戒処分を受けた税理士及び税理士法人がこの 10 年で 3.2 倍に増えたといわれております。

これに対応するかのようには国税庁は昨年 4 月から税理士の不正行為への罰則を強化し、業務停止処分の期間を「1 年以内」から「2 年以内」に引き上げております。

また、従前は信用失墜行為の中で処分されていた「名義貸し行為」についても、同じように、昨年 4 月から、税理士法第 37 条の 2 に「非税理士に対する名義貸しの禁止」という独立した規定が新たに設けられました。

これから繁忙期を迎えるにあたって、名義貸しや非税理士行為が増加する時期でもありますので、会員の皆様には、綱紀事案の対象にならないためにも、税理士法をよく理解していただき、職業倫理に基づいた行動をお願いしたいと思います。

厚生部だより

大田川 智 子

多数の皆様にご参加をいただきましてありがとうございました。

活動報告

○ 9 月 7 日(月) 支部対抗チャリティーゴルフコンペ

場所 レイクウッド総成カントリー倶楽部

支部参加者 8 名

支部上位 5 名のスコアで順位を競うコンペで、準優勝しました。支部上位 5 名は以下のとおりです。シニアの皆さまに感謝！

・山崎憲一、佐藤照雄、齋藤敏夫、花嶋実、中村淳二

〈個人入賞者〉

・シニアの部 優勝 山崎憲一
準優勝 佐藤照雄

○ 10 月 1 日(木) 第 3 回支部ゴルフコンペ

場所 グリッサンドゴルフクラブ 参加者 25 名

優勝 山崎憲一

準優勝 根本幹哉 3 位 鈴木賢一

○ 10 月 7 日(水) 支部対抗ソフトボール大会

場所 稲毛海浜公園野球場 参加者 13 名

健闘むなしく、今年も初戦敗退。敗者復活戦では惜しくもサヨナラ負けでした。一瞬、勝てるかもと夢を見ました・・・。

〈各試合結果〉

1回戦 千葉西支部 ●8 対 16 ○ 銚子・東金支部

敗者復活1回戦 千葉西支部 ●10 対 11 ○ 千葉東支部

○11月11日(水) 支部対抗テニス大会

場 所 エストーレホテルアンドテニスクラブ

参加者 15名

テニスは優秀です！練習会の成果ができました。来年は優勝を狙います。

Bクラス準優勝 佐々木忠雄・柳晴宣ペア

Bクラス3位 雨宮譽夫・清水敏正ペア

Cクラス準優勝 小林弘孝・齊藤雅幸ペア

Cクラス4位 徳山博章・豊田慎樹ペア

○12月3日(木) 第4回支部ゴルフコンペ

場 所 佐倉カントリークラブ (大雨の為ハーフのみ)

参加者 21名

優勝 小長谷藤兵衛 準優勝 徳山博章

3位 中谷久仁子 ベストグロス 松田賢一郎

〈年間 MVP〉 年間 MVP 山崎憲一

年間準優勝 小長谷藤兵衛

年間第3位 中台光一、花嶋実



○12月4日(金) 囲碁・将棋大会結果報告

千葉県税理士協同組合・千葉県税理士会共催

場 所 千葉県税理士会館

参加者 9支部 44名 (当支部：囲碁7名・将棋3名)

当支部の入賞者は次の方々です。

囲碁 Bクラス 2位 高安広純 4位 雨宮譽夫

5位 磯部 薫

Cクラス 優勝 澤里忠良

Dクラス 優勝 清水敏正

将棋 2位 増永親治 3位 林 道廣

千葉税協創立10周年の記念大会として開催されましたが、優勝した澤里・清水会員を筆頭に多数の入賞者を出して記念大会を大いに盛り上げました。次回も多数の方の参加をお願いします。(毎月第2土曜日に月例会を開催中)

続・ちやうごの掲示板

どれを選びますか

新年明けましておめでとうございます。

お正月から筆の進まない話ですが、ひとつ資産の利用と評価を見てみましょう。

資産家の皆さんは将来の相続？税？に頭を悩ましているようです。会社を使って資産価値の圧縮を提案されているケースがあると聞いています。

それでは、似たような話を一つ。会社へ土地を無償返還契約で、かつ、有償で賃貸し、会社が建物を建てて不動産賃貸以外の事業に利用すると土地の20%が会社に移り、底地が80%になり、さらに特定同族会社事業用宅地等の80%減額の特例が適用できます。もう一つ、個人が会社へ建物を賃貸し、会社が不動産賃貸以外の事業に利用すると、その土地が貸家建付地として85%、82%、79%又は76%のいずれかの評価となり、さらに上記と同じく80%減額の特例が適用できます。おまけに、建物が貸家として70%の評価となります。いま、会社を経営している社長さんはそのままで、これから会社を経営する場合には、事業の種類は家族で相談することが必要ですが、将来子供たちが継続できる事業を選ぶことがポイントです。

一方、巷では莫大な借金をして賃貸物件を取得して、借入金と土地建物の評価額との乖離を利用した対策が横行しているようです。

負の遺産を子供たちに残すことを選択するか、会社の経営を通じて個人の資産を承継させるか、さてどちらを選んだら喜ばれるのでしょうか？ (岩下忠吾)

千葉税協創立10周年記念

囲碁・将棋大会



会員の異動

○新入会員



渡 邊 美保子
 27年11月1日(成田支部より)
 昭和40年11月27日生
 千葉市花見川区幕張本郷2-19-10
 TEL 043-274-1832
 趣味 お菓子作り、編み物、
 トリミング



鈴木 功三
 27年12月2日(東京会より)
 昭和13年1月26日生
 千葉市花見川区さつきが丘1-16-12
 TEL 043-257-3714
 趣味 園芸、旅行

霞 晴久
 27年12月15日(新規入会)
 昭和32年1月16日生
 八千代市緑が丘1-13-4
 TEL 047-409-2321

田中 芳宏
 27年12月15日(新規入会)
 昭和51年5月13日生
 習志野市谷津6-18-4
 TEL 047-477-1966

○退会会員

- 本間 敏 樹 27年9月30日(業務廃止)
- 長岡 勝 美 27年10月14日(業務廃止)
- 佐々木 茂 27年10月23日(業務廃止)
- 中野 恭 治 27年10月31日(業務廃止)
- 佐藤 晃 郎 27年12月7日(業務廃止)

○事務所移転

菱 輪 尚 典
 千葉市美浜区磯辺5-10-1-624
 TEL 043-279-8878

計 報

●篠原智子会員ご母堂

篠原せつ子 様(享年87歳)

平成27年7月27日ご逝去

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

年間優勝して

ゴルフ同好会の平成27年度第4回例会が終わって年間優勝の栄誉をいただきました。

昨年度会員登録し、先輩からゴルフのお誘いをいただき、嫌いじゃないゴルフに参加することにしましたが、一年以上コースに出ていなく、どうなることかと不安を持ちながらプレイしました。

その不安も最初のハンディが幸いして、上位入賞することができ、回数を重ねるごとにやや自信を持つことができ、かつ実力を発揮できるようになり(?)4回開催の各回とも1位から4位までに入賞する結果を得て、今年度の年間優勝を果たすことができました。(来年度は???)

各例会に同伴いただきました競技者の皆様大変お世話になり、ご迷惑をおかけいたしましたことにこの場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。

今年度、自慢できることが一つあります。それは支部対抗チャリティゴルフの秋季大会において、シニアの部で優勝し、当支部が2位に食い込んだことへ貢献できたことです。

今後とも体とお金が維持できる限り、ゴルフ愛好者として例会に参加する所存です。何卒お付き合いいただきたいと存じます。 1年生会員 山崎憲一



ご結婚おめでとうございます

羽田哲也会員
 清さやか 様

末永くお幸せに

編 集 後 記

新年明けましておめでとうございます。この編集後記を書くにあたって、「養生訓」(貝原益軒)を読んでみました。

その書の巻第一総論(上)の一節では、「長生すれば、楽多く益多し」と説かれています。50歳までは、心が定まらず、後悔するような行いをチョイチョイするが、長生きすれば、楽しみを経験し、有益なことを知ることができるそうです。

千葉西支部の60歳以上の会員数は、昨年の12月6日現在で、会員245名中158名(64%)ですが、どうやら、これから楽しいことが沢山あるみたいです。今年もまだまだ頑張って頂きたいと心から願っています。(河西昌彦)

税理士先生とその関与先様のために 様々なご相談にお応えします！



顧問料の集金

- ・報酬自動支払制度
- ・税理士業務支援サービス
税理士日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

- ・相続・収益物件
- ・物件調査・財産評価

税理士日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・生命保険コンサルティング

税理士日税共栄会保険代行

生保・損保

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

税理士日税サービス

税理士とその関与先のために



日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績で 40年 日税グループ

株式会社日税ビジネスサービス ☎ 0120-155-551 株式会社日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220 (本社代表) 株式会社日税サービス ☎ 0120-922-752 株式会社日税サービス ☎ 0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

あなたのそばで、あなたを応援

一般社団法人
千葉西青色申告会

昭和25年11月に千葉青色申告会が発足。昭和52年4月に千葉西青色申告会として分離独立しました。平成13年4月に公益法人として社団法人千葉西青色申告会が東京国税局長より許可され、平成25年4月に一般社団法人千葉西青色申告会に名称変更して現在に至っております。

千葉市花見川区幕張町6-70-13に専用の会館〔青色申告会館〕を有し、専従の事務職員が常に会員の皆様に、記帳相談を初めとした各種のサービスに務めております。

今後も、会員皆様のための相談、厚生等の事業を活発に展開するとともに、地域社会に貢献できるよう活動していきます。

会員になると喜ばれる特典がいっぱい。ぜひ、お仲間にも!!



記帳指導をはじめ、簿記・税法の研修会・説明会や、各種の共済、研修旅行など幅広いサービス業務を取り扱っております。

事業用資金を借りたいときは

融資のあっせん

取引先の突然の倒産の備えに

経営セーフティ共済

会計ソフトを利用したい

ブルーリターンAの販売

安い掛け金で加入ができ、傷害特約付

全青色共済

事故によるケガなどに幅広く補償

全青色傷害保険

事業主・専従者にも退職金を

小規模企業共済

従業員の退職金を積み立てたい

中退金制度

税制改正のことがもっと知りたい

会報・機関紙の配付

会員さんへのお見舞い制度

会員共済

団体契約で保険料が割安

がん保険のあっせん

税理士会のご協力による

資産税無料個別相談

弁護士による個別相談

無料法律相談

研修と親睦交流の旅

会員研修旅行の開催

病気による入院を低廉な掛金で補償

疾病入院補償

県の支払保証を受けている共済協同組合

火災共済

◆お問い合わせは◆ **一般社団法人 千葉西青色申告会**

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町6-70-13

TEL 043(274)0809 FAX 043(274)2315

会費(年額) 14,400円 入会金 2,000円

